

全域共通のチェックリスト(適合状況説明書)

開発行為

景観形成基準に対する適合状況を適合状況記載欄に**具体的**に記入してください。
該当しない基準については、適合状況記載欄に該当なしとご記入ください。

指摘事項が出た場合、指摘事項に対する措置状況を措置状況記載欄に追記し、図面に変更がある場合は変更後の図面を添付すること。

		景観形成基準	景観形成基準に対する 適合状況記載欄	町田市指摘事項① 町田市指摘事項②		措置状況記載欄① 措置状況記載欄②	確認
				①	②		
土地 利用	1	計画地内に湧水や水辺がある場合は、これらに配慮し、自然との触れ合いの場として活かすなどの工夫をする。		①			□
				②			
造成等	2	垂直擁壁は出来る限り避ける。やむを得ず設ける場合には、道路などの公共空間から見た際の圧迫感の軽減を図るため、高さを抑えたり、前面に植栽帯を設けるなどの工夫をする。擁壁を設ける場合は、間知擁壁とする、化粧型枠を使用するなどの配慮を行う。		①			□
				②			
	3	それぞれの場所の特性を活かすため、元の地形をできる限り活かした計画とし、長大な擁壁やのり面などが出現しないようにする。		①			□
				②			
外構・緑化	4	塀やフェンスを設ける際は、道路などの公共空間から見た際の圧迫感の軽減を図るため、高さを抑えたり、透過性のあるフェンスにするなどの工夫をする。		①			□
				②			
	5	塀やフェンスを設ける際は、低彩度の色彩を用いる。					□
				②			
	6	道路、河川、公園などの公共空間に接する位置に、植栽を行うよう努める。		①			□
				②			
電線類	7	電線類は道路を整備する際に地中化する場合を除き、目立たない場所に設置するよう工夫する。		①			□
				②			
	8	電線類が道路を横断する場合出来る限り集約し、電線類を建築物へ架線する場合は、道路などの公共空間から目立たないよう工夫する。		①			□
				②			
駐 車 場 、 自 転 車 場 、 ご み 置 場 等	9	駐車場や、自転車置き場、ごみ置き場、設備機器などは出来る限り、通りから見えにくい位置に配置する。やむを得ず道路側に配置する場合は、植栽などの緩衝帯を設けるなど周囲からの見え方に配慮する。ごみ置き場を設ける場合は、ごみストッカーの利用に努める。		①			□
				②			
地 域 別 適 合 方 針	10	第3章に示す地域別の景観づくり方針に基づいて該当する地域の方針に沿った計画とする。 第4章に示す景観形成の方針。「町田市景観づくりガイドライン(みちしるべ)」に基づいて、その地域の資源や特徴に配慮した計画とする。		①			□
				②			
歴 史 的 資 源 、 自 然 資 源 、 歴 史 的 景 観 資 源	11	事業地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、それらを活かした計画とする。		①			□
				②			